

原子力災害医療体制の見直しについて
(原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関の指定・登録)

平成29年6月
北海道保健福祉部
地域医療推進局地域医療課

1 原子力災害医療体制の変更

(H27.8原子力災害対策指針、H28.5北海道地域防災計画)

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| <p>三次被ばく医療機関</p> <p>(放医研)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な被ばく患者の診療等 | <p>高度被ばく医療支援センター</p> <p>(放医研、弘前大、長崎大、広島大、福島医大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な被ばく患者の診療等 ・高度専門研修の実施、専門派遣チームの整備等 <p>原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>(弘前大※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・原子力災害医療派遣チーム派遣調整等 |
| <p>二次被ばく医療機関</p> <p>(北大、旭医大、札医大、北海道がんセンター、北海道医療センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高線量被ばく患者に対する専門的医療の実施 | <p>原子力災害拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施 ・原子力災害医療派遣チームの整備 |
| <p>初期被ばく医療機関</p> <p>(岩内協会、倶知安厚生、余市協会、小樽市立、黒松内町国保、伊達日赤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく患者に対する初期診療の実施 | <p>原子力災害医療協力機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施 ・救護所・避難退域時検査の協力 等 |

※ 原子力災害医療・総合支援センターは4機関で全国を分担。弘前大学が北海道の担当。

2 指定・登録の考え方

(1) 原子力災害拠点病院の指定

- ・国の「原子力災害対策指針」及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」に基づき、適合する医療機関について道が指定する。

(2) 原子力災害医療協力機関の登録

- ・国の「原子力災害対策指針」及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」に基づき、適合する医療機関及びその他の関係機関・団体について、道が登録する。

3 指定等の医療機関等及び指定等の時期

| 区 分 | 機 関 名 | 指定等の時期 |
|-------------|--|--------------|
| 原子力災害拠点病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学附属病院 ・ 北海道大学病院 | 平成29年 3 月30日 |
| 原子力災害医療協力機関 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">医療機関</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川医科大学病院 ・ 国立病院機構北海道医療センター ・ 国立病院機構北海道がんセンター ・ 北海道社会事業協会岩内病院 ・ J A 厚生連倶知安厚生病院 ・ 北海道社会事業協会余市病院 ・ 小樽市立病院 ・ 黒松内町国保くろまつないブナの森診療所 ・ 伊達赤十字病院 | 平成29年 3 月30日 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">関係機関・団体</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会 ・ 薬剤師会 ・ 放射線技師会 等 | 平成29年度中 |